

《 サービス内容一覧表 》

I【健康診断フォローメニュー】

1.【健診フォロー基本パック】

- ① 保健師面談(全社員1回ずつ、役員等すべて含みます)
- ② 保健師による全体所見報告書作成、報告
- ③ 労務相談(社労士と事業主あるいは人事担当者との面談による)
1回60分程度、2回まで。労働時間管理、長時間労働等労務管理に関する相談、

2.【雇入時健康診断フォロー】

- ① 保健師面談
- ② 保健師による報告書作成
雇入れ後の健康診断で異常所見があった場合にのみ行います。

3.【深夜業遂行者半年健診フォロー】

- ① 保健師面談
- ② 保健師による報告書作成

4.【特定業務従事者の健診フォロー】

- ① 保健師面談
- ② 保健師による報告書作成

II【健康診断手配】

各種健康診断を受ける病院等の予約手配を代行いたします。(社労士が行います)

- ① 年1回定期健康診断
- ② 雇入れ時健康診断
- ③ 深夜業遂行者健康診断
- ④ 特定業務従事者健康診断

III【二次健康診断給付支給申請、健康診断補助金支給申請手続き】

以下の書類作成を代行いたします。(社労士が行います)

- ① 二次健康診断を受診する方の申請書、
- ② 協会けんぽ等の健康診断補助金の支給申請

IV【ストレスチェック実施】

①を実施の上、②以下の内容から選択いただけます。

- ① ストレスチェック実施
- ② 個人結果返
- ③ 部門別報告作成、報告
- ④ 改善対策分析、会社全体対策に対する助言
- ⑤ 改善対策分析、会社全体改善策相談、指導
※ ストレスチェックによって部門ごと等分析を行い、それに基づいて管理職等との面談を実施します。管理職面談後事業主あるいは人事担当者と一緒に改善策について検討します。(3~5回を平均とし半年程度かけて対策を検討実施を支援します。)
※ 当該ストレスチェックは主に社労士が行い、必要に応じて保健師、産業医が支援します。産業医が携わった場合は別途料金が発生することがございます。

V 【産業医による過重労働面談】

以下の内容が含まれます。

- ① 月100時間超の長時間労働者、または月80時間超の過重労働者との産業医面談実施
- ② 事業主あるいは人事担当者との面談・・・必要就労制限等アドバイス
- ③ 医療機関への紹介状作成、交付(必要に応じて)

V-2 社労士による労務管理相談

- ① 産業医の助言に基づき、事業主、人事担当者、管理職(上司)との実施措置対策相談
- ② 労働基準法上の問題解決によるリスク低減支援

VI 産業医による復職時等面談

必要に応じて以下の面談をお選びいただけます。

【復職前】

- ① 従業員個別面談
- ② 事業主あるいは人事担当者との面談
- ③ 主治医への情報提供依頼書作成

【復職決定前】

- ① 従業員個別面談
- ② 復職に当たっての事業主等への助言

【復職後のフォロー】

- ① 従業員個別面談
- ② 事業主あるいは人事担当者への助言

※事業主、人事担当窓口から 社労士経由での産業医へのメール相談は
復職前、復職決定前、復職後フォロー面談実施日からそれぞれ30日以内であれば
何回でも可

VII 社労士または保健師による休職・復職プログラム作成支援

以下からお選びいただけます。

- ① 作成相談・助言
作成は会社側が行う、事業場訪問1時間程度にて助言
- ② 作成相談・助言・指導
作成は会社側が行う、事業場訪問1時間程度にて助言
- ③ 作成
作成は社労士が行う。事業場訪問(3~5回)打ち合わせをもとに作成

VIII 就業規則作成・変更

裁判例、最近の事例等を盛り込んだリスク軽減対策を盛り込んだ就業規則作成・変更
3~6か月を標準の長さとし、月最低1回事業場訪問の上作成します。

※この業務は社労士が行います。

IX 他士業等専門家紹介

必要に応じて各種専門家をご紹介します。(紹介手数料なし)

- ① 弁護士
- ② カウンセラー